

## ◆ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の人は、保険料が軽減されます。  
(軽減の内容は、平成 23 年度までと変更ありません)

### ① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	→	平成 24 年度均等割額	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	→	4,770 円	約 300 円増
33 万円	8.5 割軽減	→	7,156 円	約 500 円増
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の人は該当しません	5 割軽減	→	23,854 円	約 1,800 円増
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	→	38,167 円	約 2,800 円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

### ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の人	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の人	5 割軽減

### ③ 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの人が加入している健康保険）の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります。

## ◆ 年間保険料額の例

#### ● 単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 24 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
180 万円	2 割	5 割	52,400 円	3,200 円増
211 万円	—	5 割	78,400 円	4,400 円増
250 万円	—	—	150,600 円	6,700 円増

#### ● 夫婦 2 人世帯（ともに被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 24 年度	前年度比
80 万円	夫	9 割	—	4,700 円	300 円増
	妻	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	夫	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
	妻	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	夫	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
	妻	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
180 万円	夫	5 割	5 割	38,100 円	2,200 円増
	妻	5 割	—	23,800 円	1,800 円増
211 万円	夫	2 割	5 割	68,900 円	3,800 円増
	妻	2 割	—	38,100 円	2,800 円増
250 万円	夫	—	—	150,600 円	6,700 円増
	妻	—	—	47,700 円	3,600 円増

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
保健福祉課保険給付係 ☎84-2023

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

# 平成 24 年度から 保険料率に変更となります



被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2 年ごとに保険料率を見直すこととなつていきます。平成 24 年・25 年度の新しい保険料率は次のとおりです。

## ◆ 保険料率が変わりました

### ● 均等割 (被保険者が等しく負担)

平成 22・23 年度 (年額)
44,192 円

平成 24・25 年度 (年額)
47,709 円 (3,517 円増)

### ● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)

平成 22・23 年度
10.28%

平成 24・25 年度
10.61% (0.33 ポイント増)

### ● 賦課限度額 (1 年間の保険料の上限額)

平成 22・23 年度
50 万円

平成 24・25 年度
55 万円 (5 万円増)

## ◆ 保険料の計算方法（平成 24 年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1 人当たりの額】 47,709 円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 23 年中の所得 - 33 万円) × 10.61%	=	<b>1 年間の保険料</b> (100 円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	--	---	----------------------------------

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成 24 年度の保険料額は、7 月に個別でお知らせします。